



## 平成30年度 名寄市男女共同参画推進事業者等表彰式を行いました

名寄市では第2次名寄市男女共同参画推進計画に基づき、昨年度から名寄市男女共同参画推進事業者等表彰を実施しています。この表彰は地域などにおいて男女共同参画を推進する取り組み、男女の人権に配慮した働きやすい職場環境づくりのための取り組み、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を支援するための取り組み、女性労働者の活躍推進に関する取り組みなど、男女共同参画の推進に関わる活動に取り組んでいる事業者、個人および団体を表彰対象としています。

2回目となる平成30年度の表彰式は2月10日(日)になよろ雪質日

本一フェスティバル会場で行われ、「医療法人臨生会 吉田病院」と「一般社団法人 風連スポーツクラブ」が受賞しました。

名寄市男女共同参画推進事業者等表彰については来年度も引き続き行いますので、身近な事業者などで該当ございましたら、ぜひご応募・ご推薦ください。

### ■平成30年度受賞者の紹介

#### 医療法人臨生会 吉田病院

平成11年1月1日に名寄市内初の事業所内保育所を病院内に設置。子育て中のお母さんが働きやすい環境を整備し、女性が働きやすい環境づくりに積極的に取り組まれています。

一般社団法人 風連スポーツクラブ  
スポーツを中心とした活動を通し、地域の人々の心と体の健康づくりについて、男女が共に企画・運営に参画し生涯スポーツの発展に積極的に取り組まれています。



▲表彰式の様子

### ■過去の受賞者

[平成29年度]

社会福祉法人 名寄市社会福祉協議会、(株)ヤクルト北海道

問い合わせ 企画課男女共同参画担当(名寄庁舎3階) ☎01654③2111(内線3309) ✉ny-mwkyodo@city.nayoro.lg.jp

## 新聞の購読契約、高齢者の契約トラブルが増えています!

## 名寄市 消費生活センター通信

問い合わせ 消費生活センター ☎01654②3575



母の家で、新聞購読の契約書を見つけた。契約日は昨年8月、購読期間は今年1月から6カ月となっている。80代の母は、当時から認知症で新聞は読めない状態であった。現在母は入院中で、当時の状況を聞いても契約したことを覚えていない。解約したい。(50代女性)



- ◆ドアを開ける前に事業者名と用件を聞き、必要がなければきっぱりと断りましょう。
- ◆事例のように、購読開始時期が「半年後の〇月から」といった先の契約をさせられるケースがあります。認知症の高齢者の場合、配達が始まって初めて契約していたことに周囲が気づくこともあります。
- ◆訪問販売でクーリング・オフ(契約解除)ができる期間は契約書を受け取ってから8日間です。期間を過ぎると中途解約は難しいので注意が必要です。
- ◆景品を受け取っていても、解約したい場合は、事業者に申し出てください。事業者が、消費者の判断力が不足している状態(認知症など)で契約したときは、消費者の解約申し出に応じなければならないなど、日本新聞協会・新聞公正取引協議会が制定する「新聞購読契約に関するガイドライン」に定められています。
- ◆高齢者には周囲の見守りや声掛けが大切です。家族や周囲の方は、一人暮らしや高齢者のみの世帯で見慣れない商品や契約書などに気づいたら事情を聞いてみましょう。



困ったときは消費生活センターに相談ください。

詳しくはこちら

新聞購読契約のガイドライン

